

発議第13号

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

平成25年12月20日提出

提出者 高山市議会議員 北村 征男

賛成者 高山市議会議員 島田 政吾
小井戸 真人
松葉 晴彦
車戸 明良
中 箴 博之

積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書

積雪寒冷地域は、豊かな土地や水源、良好な自然環境に恵まれており、食料やエネルギーの供給地として、我が国を支える重要な役割を担っています。現在、世界的な規模で食糧問題、エネルギー問題に関する議論が巻き起こっているところですが、今後さらにこうした問題が深刻化することが確実視される中であって、積雪寒冷地域の重要性は、ますます高まっています。

しかし、近年、過疎化、高齢化の進行により地域の雪対策の取り組みが困難となっているほか、地域の除排雪を担っていた地元建設業者の経営体力低下に伴う減少や後継者不足など、現状のレベルすら維持することが容易ではない状況になりつつあります。

先般、改定された国の豪雪地帯対策基本計画により、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保や雪冷熱エネルギー等の活用促進等が求められています。

よって国におかれては、以下の項目について強く推進されるよう求めます。

記

1. 地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、必要な財源の充実強化を図るなど、現場に即した国の支援策を講ずること。
2. 豪雪時における臨時特例措置など、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政上の措置を確実に実施すること。
3. 雪処理の担い手の確保・育成のために、建設業団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援とともに、空き家の除排雪等が適切に行われるようにするための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。
4. 自然エネルギー活用による新たな消融雪技術の開発や雪冷熱エネルギーの活用促進策を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

高山市議会